

事務連絡

平成 29 年 2 月 1 日

各施設長（管理者）様

大阪市福祉局高齢者施策部

事業者指導担当課長

施設内における事故の未然防止及び事故報告の徹底について（通知）

日頃から、高齢者福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、府内の介護付有料老人ホームにおいて発生した人工呼吸器の操作ミスによる入居者の死亡事故について、報道があったところです。

各施設においては、同様の事案が発生しないよう、下記の点に留意し、入所者サービスに係るリスク情報の適切な把握と職員間の情報共有等に組織的に取り組み、施設内での事故防止に万全を期していただくようお願いします。

また、事故が発生した場合は、迅速な応急対応とともに、「介護保険事業所での事故発生時の報告等の取扱い」に基づき、各所管庁へ事故報告が必要です。

なお、医療的ケアが必要な入居者も増加する中、各種医療機器等の取扱いにあたっては、医師の指示の下、当該機器について必要な管理及び適切な操作ができるよう周知徹底を図ることは勿論、医療事故を防止する観点から、現場でのチェック体制の確認など、改めて安全管理の強化徹底を図っていただくようお願いします。

記

- ・入所者サービスに係るリスク情報の適切な把握と情報共有（ケア会議、事故事例・ヒアリハットの活用等）
- ・リスクマネジメントの体制の充実（事故防止委員会の設置、職員研修等）
- ・事故発生時の迅速な対応（マニュアルの整備と共有）
- ・事故報告の徹底
- ・医療機器の保守点検及び適切な設定・操作への対応（操作マニュアル等）

○本市ホームページから、事故報告書等の様式をダウンロードできますので、ご確認のほどよろしくお願いします。

大阪市総合トップ > 産業・ビジネス > 介護保険 > お知らせ
> 事業者向け情報（全サービス共通） > 事故報告について

担当：福祉局 高齢者施策部
介護保険課指定・指導グループ
〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331
（船場センタービル 7 号館 3 階）
電話：06-6241-6310 ファックス：06-6241-6608